

小学生の放課後施策推進協議会 報告書

～新しい武蔵野方式による放課後施策の創造を目指して～

平成 24 年 6 月

武蔵野市小学生の放課後施策推進協議会

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
Ⅰ 小学生の放課後の求められる姿をめぐって・・・・・・・・	2
1 子どもの現状・・・・・・・・	2
2 武蔵野の子どもはどう育て欲しいか・・・・・・・・	2
3 大人の役割・・・・・・・・	3
4 理想的な放課後の居場所・・・・・・・・	4
Ⅱ 武蔵野市の小学生の放課後施策の現状と課題・・・・・・・・	5
1 武蔵野市の小学生の放課後施策・・・・・・・・	5
2 武蔵野市の小学生の放課後施策の主な課題・・・・・・・・	7
Ⅲ これからのあそべえ（仮称）～新しい武蔵野方式による放課後施策の創造を目指して～・・・・・・・・	11
1 理念・・・・・・・・	11
2 方法・・・・・・・・	13
3 運営組織・・・・・・・・	18
Ⅳ これからの学童クラブ～学童クラブの理想の居場所に向けてのあるべき方向性～・・・・・・・・	19
1 育成理念・・・・・・・・	19
2 育成方法・・・・・・・・	20
3 委託の仕方・・・・・・・・	24
Ⅴ 連携の推進による小学生の放課後施策の質の向上と運営基盤の強化・・・・・・・・	25
1 連携の推進による小学生の放課後施策の質及びサービスの向上・・・・・・・・	25
2 運営基盤の強化・・・・・・・・	26
おわりに・・・・・・・・	28
＜参考資料＞	
Ⅰ 武蔵野市の小学生の放課後施策・・・・・・・・	30
Ⅱ 地域子ども館あそべえについての課題・・・・・・・・	39
Ⅲ 学童クラブについての課題・・・・・・・・	43
Ⅳ 武蔵野市の小学生の放課後施策推進協議会設置要綱・・・・・・・・	45
Ⅴ 武蔵野市の小学生の放課後施策推進協議会審議経過・・・・・・・・	47
Ⅵ 武蔵野市の小学生の放課後施策推進協議会委員名簿・・・・・・・・	49

はじめに

平成 22 年 2 月に策定された第 3 次子どもプランにおいては、重点的取組として、「地域子ども館あそべえと学童クラブの連携の推進と運営主体の一体化についての研究」が位置付けられ、具体的な事業として、「小学生の放課後施策推進協議会（仮称）の設置」、「あそべえと学童クラブの連携の推進」、「あそべえと学童クラブの運営主体の一体化についての研究」が記載されている。また、同じく重点的取組として、「西部地域の子育て支援施設の再編」が位置付けられ、具体的な事業として、「桜堤児童館の役割を全市的に展開」について「桜堤児童館の果たしている役割を 0123 施設、認定こども園境こども園（仮称）、地域子ども館あそべえ、武蔵野プレイスに移すことにより、全市的に発展的に展開していくことを検討します。」と記載されている。

また、平成 24 年に策定された、平成 24 年度から平成 33 年度までの計画である武蔵野市第五期長期計画の「施策の体系」において、「子育て支援実施体制の整備」として、「地域子ども館あそべえ事業と学童クラブ事業は運営主体の一体化による連携の強化と機能の充実を図るため、「小学生の放課後施策推進協議会」と協議しながら子ども協会への委託化を図る。また両事業の特色を踏まえながら、子どもの視点に立った放課後の居場所としてのより効果的な運営のあり方についても引き続き検討していく。」と記載されている。また、「子育て支援施設の整備」として、「桜堤児童館は、その機能・役割を全市的に発展させ、将来的には 0123 施設化を図る。」と記載されている。

このように、小学生の放課後施策については、見直しの方向性が示されており、それらを踏まえながら、検討を行ってきた。

武蔵野市における、小学生の放課後のあり方を検討するにあたっては、小学生の世代を、0～18 歳の育ちの連続性の中にあるものととらえるとともに、行政が行う個々の事業のみを検討するのではなく、子どもの全体像からも、検討を行った。

例えば、武蔵野市において実施されている小学生の放課後に関する事業としては、地域子ども館あそべえ事業、学童クラブ事業等があるが、これらは、武蔵野市の子どもたちの家庭も含めた様々な放課後の居場所の一つとして、大きなウェイトをしめている。しかし、子どもの居場所は、家庭、学校、友だち、地域といった生活時間の流れも含めた広がりの中で、子ども達により選択される。行政が行う地域子ども館あそべえ事業や学童クラブ事業のみに子どもの居場所を求めると、結果的に、選択の幅が限られ、子ども自身が落ち着ける場所がなくなってしまう恐れがある。そのため、行政が行うこれらの事業も、子どもたちが選択可能な居場所の一つとして事業を位置付け実施する必要がある等の観点でも検討を行った。

小学生の放課後全体のあり方を議論する中で、地域子ども館あそべえや学童クラブの居場所としての機能等、それぞれの役割、特徴、課題等の整理を行ってきた。そして、それぞれの事業の求められる姿と共通の課題を明らかにすることとともに、両事業の運営主体の一体化を実施した際の、事業の共有化による機能と専門性の向上の可能性を探り、効率的かつ子どもたちにとってより良い事業としての具体像を検討したものである。

I 小学生の放課後の求められる姿をめぐって

1 子どもの現状

武蔵野市の小学生の生活から、求められる小学生の放課後のあり方を検討するにあたって、まず、武蔵野の子どもたちの状況、友達や遊び、生活の現状のイメージについて意見交換した。その中で出された主な意見は下記のとおりであった。

<遊び>

- 学校が週5日制になってから忙しすぎて、集団で遊ぶ時間が少ない。昔のように時間を忘れて遊びほうけることがない。
- ゲームなど一人遊びが多く、集団、特に異年齢との関わりが少なくなっている。

<居場所>

- 子どもたちが何をしたいのかを素直に言える場所がなくなっている。
- 管理されすぎている印象がある。
- 遊ぶことが可能な場所が限られ、かつ、整備され、冒険的な体験がしにくい環境である。

<友達>

- 異年齢や幅広い友達と遊ぶのではなく、固定化された友達関係に固執する傾向がある。
- 子どもではなく、大人にすり寄る。

<姿勢>

- 夢を持たず現実的。安定を求めて生きる方向に向かう傾向にある。
- プライドや自尊心を守るために期待値を下げて満足度を高めている。自分よりも劣位な状況に置かれた子と比較することで優越感を感じ、満足感を得ている。
- 自分から動けない、挑戦しようという気持ちが乏しい。
- 今の子どもは積極的に動き出すことがない。与えられることに慣れている。
- 今の子どもたちはきっかけがないと異年齢交流ができない。

<家庭でのあり方>

- 家庭でも学校でもいい子を演じている。親と接する時間が少なくなったことが理由ではないか。
- 子どもが家庭では管理され、禁止事項が多い。過保護。
- 親と子の関わり方が薄い。また、子ども同士で揉まれる機会が少ない。
- 人との関わり合いが下手な子どもが増えている。

2 武蔵野の子どもはどう育て欲しいか

小学生の放課後施策推進協議会において、小学生の放課後を検討するにあたって、武蔵野の子どもはどう育て欲しいか、つまり武蔵野市の放課後施策の目標となる子どもたちのイメージについて意見交換した。その中で出された主な意見は下記のとおりである。

<たくましい育ち>

- 社会を自ら積極的に切り開き、たくましく生きていく子ども。
- いろいろなものに興味を持ち、バランスよく枝を伸ばす子ども。
- 失敗を怖がらず、様々な経験をすることに対して挑戦する心を持つ子ども。

<子ども同士での社会性の醸成>

- 学校生活の中で、バランスの良い人間関係を築いていく子ども。
- 同学年だけではなく、異年齢の子どもの集団の中で、相手の気持ちを汲み取ること。ルールや自治を学んでいく子ども。

<健康>

- 健康な子ども。

<大人や地域との関わり>

- 子どもだけでなく、大人と接することで自然と学ぶ子ども。
- 地域での人間関係や遊び、活動の中で勝ち負けだけではない多様な価値観を育む子ども。
- 地域の人と関わりあいを持つことの重要性を意識した子ども。

3 大人の役割

小学生の放課後において、子どもを取り巻く大人の関与のあり方、つまり、大人による子どもの成長支援や親のあり方について主な意見は下記のとおりである。

<子どもの成長の支援のあり方>

- 子どもの自立に向けた成長を地域や社会がどう支えていくか。遊びを通じての成長を保証するために、大人はどう役割を果たせるのか。
- 親、地域、社会の大人が、子どもに寄り添い、子どもの成長の側面支援を行う姿勢が必要。
- 同じ方向を向いて管理するのではなく、大人が子ども一人一人の声に耳を傾け、寄り添える環境が必要。
- 子どもをめぐる大人たちが、子ども達に多様な価値観を示す必要。それらの価値観を子どもは子ども自身で選択する。
- 大人が子どもの自主性を引き出すことは非常に大切。
- 大人の関わり方としては、きっかけづくり、促すことが重要。一定の距離感をもった上でしっかりと関わっていくことが大事。知識・経験・専門性が求められる。
- いかに安全に見守るかではなく、成長期の子どもに対して、どうやってその成長を保障していくか、成長の場を提供できるか、それが大人の役割である。

<親育ち・親の関わり>

- 訳が分からないものに体当たりし、子どもと親が一緒に考えて、ある方向に作り上げていくことが、「たくましき」に繋がり、親にとっては「子どもを育てる」ことに繋がる。
- 保護者があそべえ・学童スタッフに求める役割が変化し、積極的な関わりを求めてきている。まず、親が子育てに積極的に関与することが大事。その上で子どもにとって安心して行くことができるあそべえや学童クラブであるべき。

○小学生を主たる対象としている地域の活動に対して、中高生とのつながりが難しくなっており、同様に若い世代の親にもつながらないという結果に至っている。

4 理想的な放課後の居場所

理想的な放課後の居場所について、協議会で発言があった主な意見は下記のとおりである。

(1)遊びと安全

- 子どもが面白いと思う遊びには大人から見ると危険が伴う場合が多いが、子どもを信じて許容することも必要である。
- 管理者のいる施設では、事故や怪我を防ぐため、子どもの遊びを制限せざるを得ない。しかし、全てを制限するのではなく、遊びを自由にさせることと子どもを事故から守ることのバランスの問題であり、どう折り合いをつけるかという問題である。
- 大人が子どもを信頼した居場所。

(2)理想的な放課後の居場所

- 多様な居場所の中で自分の居場所を選択できる環境。また、親が仕事で家にいない児童も自分の居場所と思える場がある環境。
- 本来の自分を出せる場所。ただし、大人が状況を整えないことが重要である。
- 子どもの発達段階に応じた自らの成長を支える場。
- 情緒の安定が図られる場。
- 学校と家庭の中間のクッション的な機能が求められている。そのような場において、先生でも親でもない大人に話を聞いてもらえる場。
- 自分で判断して、自分で責任を取れる自由な環境が大事。その中で人との調整能力を学ぶことができる。
- 時間を忘れて遊ぶことができるとともに、様々な体験に挑戦することができる場所。
- 子ども達の集団の中で活動することができるとともに、時には一人でいることも選択できる場所。
- 一定の安全が確保され、囲い込みにならないような、子ども自身が考える場所、役割を負って活動できる機会があるとよい。

(1)(2)を合わせ考えれば、子どもにとっての理想的な放課後の居場所として、主に安全の側面での大人の関与を前提としつつも、子どもが複数の選択肢の中から自らが選択できる、本来の自分が出せるような居場所が理想的な居場所である。

また、それらの理想的な居場所に大人が関わる場合、大人にとっても、子どもの成長に寄り添い、子どもや地域と関わることで、人間的に成長すること（親育ち）の契機となる場となることも、理想的な居場所に求められる姿といえる。

Ⅱ 武蔵野市の小学生施策の現状と課題

1 武蔵野市の小学生の放課後施策

武蔵野市が行っている小学生の放課後施策について、以下のとおりである。主な事業としては、全児童対策事業としての地域子ども館事業、学童クラブ事業、桜堤児童館事業がある。

(1) 地域子ども館事業

地域子ども館（あそべえ）は、小学生の子どもたちの放課後対策の充実施策の一つとして、保護者を含めた地域社会の成員が一体となって子どもを育てるという考えに基づき、学校施設（教室・校庭・図書館）を利用した早朝や放課後・土曜日などの子どもたちの居場所作りや異年齢児童の交流を目的としている。

地域子ども館は、地域と共に発展する子どものための施設と制度であり、地域のボランティアに支えられて地域の独自性を生かした運営を目指している。地域子ども館は、地域子ども館企画運営会議、地域子ども館のスタッフ等が子どもと考えたイベント、遊び等のプログラムを提供しているが、参加は子どもの自由である。対象者は、開設小学校の学区に住む私立・国立を含む小学生であり、費用は無料である。職員体制としては、スタッフは、各館ごとに、館長（嘱託職員）1名と臨時職員で運営を行っている。

また、各館ごとに企画運営会議を設置し、各館の理事会的役割を担っている。企画運営会議は、学校長・副校長、PTA、学校施設開放運営委員会、青少協地区委員会、地域福祉活動推進協議会、コミュニティ協議会、民生・児童委員などの地域団体から選出された委員で構成されている。企画運営会議において、各館ごとの運営方針や年間の事業計画を定めるとともに、イベント（自主もしくは他団体との共催）の企画・実施、子ども委員会・ボランティア委員会などの附属組織の運営などを行っている。

(2) 学童クラブ事業

市内に居住している小学校低学年の児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものの安全を確保するとともに、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としている。

学童クラブの運営にあたって、児童の健全育成に対する方向性を明確にし、事業の充実を図ることを目的として、平成20年3月に、武蔵野市学童クラブ育成指針を制定した。指針には育成理念を掲げるとともに、運営目標、指導員の役割、育成体制の整備について定めている。

対象者は、市内在住の小学校に就学している第1学年から第3学年まで（心身に障がいのある児童で市長が別に定めるものにあつては、第1学年から第4学年まで）の者であつて、その保護者が労働、疾病その他やむを得ない事情により昼間家庭にいないため授業の終了後に家庭において保護者の適切な監護を受けられないものである。

市立の学童クラブは、市立小学校全12校にて1クラブずつ学校内もしくは近接して設置されている。また、民間学童クラブも3クラブ設置されている。市立の学童クラブの開所日は平日で

あり、日曜日及び祝日は閉所している。

なお、平成23年4月より、準備の整った学童クラブから土曜日開所の試行を地域子ども館あそべえとの連携により実施しており、平成23年11月までに全ての学童クラブが開所した。当協議会での土曜日開所試行の検証及び今後の学童クラブと地域子ども館あそべえのあり方の検討が継続しているため、平成24年度も試行を継続するものである。

(3) 桜堤児童館

児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設であり、市内桜堤に1館のみ設置されている。

対象者としては、市内に居住する小中学生及び保護者が同伴する乳幼児であるが、主な利用者は、乳幼児と同伴する保護者及び小学生である。

事業内容としては、児童の健全な遊び場の確保、健康増進、情操を高めることを目的とした事業として、乳幼児対象事業、児童対象事業、保護者対象事業のほか、館外事業として、移動児童館コミュニティわいわい広場や演劇フェスティバルを実施している。

また、児童館2階で児童館事業の一つとして、平成24年度限定事業として、境こども園の幼稚園機能を前倒しで実施する境こども園さくら事業を実施している。

(4) その他の小学生の放課後施策に係る事業

(ア)青少年問題協議会

青少年問題協議会（青少協）は、市長の附属機関として設置される協議会で、市議会、教育委員会、警察署、裁判所等の関係機関、関係団体の代表や、PTA連絡協議会、民生・児童委員会、保護司会、社会教育委員会などの各委員、および学識経験者によって組織されており、武蔵野市における青少年の総合的な問題を検討し、必要な調整を行い、関係機関へ意見を述べることができる。

この青少年問題協議会は、「地方青少年問題協議会法」という法律に基づき設置されている。都道府県及び市町村によって、若干名称が異なるが、多くの自治体に設けられている組織である。

◆地区委員会

青少協には、地域ごとに活動する実施機関として、「地区委員会」が設置されており、小中学校長・副校長、PTA代表者、青少年団体・女性団体の代表者、コミュニティセンター協議会委員、商店会の代表者、地域有志等が構成員となり、相互に連携しながら青少年の健全育成のために活動している。武蔵野市では、市立小学校の通学区域ごとに、12の「地区委員会」がある。「地区委員会」は、地域の中にある様々な問題を見つけ、考え、話し合い、より良い地域づくりのために重要な役割を担っている。

◆地区委員会の主な活動

●むさしのジャンボリー

●子どもを守る家、自転車防犯帯

●CAP

＊CAPプログラムは子どもたちが、いじめ・誘拐・性暴力など、様々な種類の暴力から自分を守る方法を学ぶ参加体験型プログラム。

●その他の様々な活動

「街の美化運動」、「どんど焼き」、「通学路の花植え」、「夏祭り」、「いもほり」など、地区ごとに様々な活動を実施。

(イ)プレーパークむさしの

「自由な発想で自由に遊ぶ」プレーパークでの遊びを通して、子どもたちが「土、火、水との触れあい」や「様々な年代との交流」をし、子どもの感性や生きる力を磨くこと、そして子どもを通じた地域コミュニティの活性化を促すことを目的としている。

境冒険遊び場公園において「プレーリーダー」が常駐し、子どもの遊ぶ環境を整え、子どもを見守り、時には子どもと一緒に遊びながら、遊び場の安全管理や対外コミュニケーションなどを行っている。自由で創造的な遊び機会の提供を目的に、子どもの遊ぶ環境を整え、子どもと一緒に遊ぶことで子どもとのコミュニケーションを図り、遊びを促進する役割を担っている。NPO法人プレーパークむさしのに委託し、事業を行っている。

(ウ)土曜学校

学校週5日制対応事業として、現代の子ども達に「生きる力」を育むために、学校休業日の土曜日に体験活動を提供する事業。平成24年度には、サイエンスクラブや朗読ことば遊び倶楽部など16種類の講座を開催する予定である。

対象者は市内在住・在学の小中学生であるが、講座により対象学年は異なる。費用は無料である。

(エ)その他

上記以外でも、生涯学習振興事業団の事業として、親子野あそびクラブ等の小学生等を対象とした自然体験事業が行われている。

2 武蔵野市の小学生の放課後施策の主な課題

(1) 地域子ども館あそべえ

地域子ども館あそべえについて、利用者側の課題としては、小学生の全学年を対象としながら、実際は低学年の利用がほとんどで、異年齢交流が図られていないことや自由来所型の施設であるが、保護者にとって実質的な預かりの場となっているとともに、障がいを持つ児童や特別な配慮を要する子どもの増加への対応も求められている。運営側の課題としては、各館ごとの運営方針や計画を定める企画運営会議の担い手不足やスタッフの姿勢や意識などのばらつきなどがあげられている。

また、地域子ども館あそべえと学童クラブとの連携の強化及び運営主体の一体化についての検討も求められている。

<居場所のあり方>

- 1～3年生の利用がほとんどであり、異年齢交流が図られていない。
- 障がいを持つ児童や特別な配慮を要する児童の増加への対応の必要。
- 自由来所型の施設だが、保護者にとって実質的な預かりの場になっている。

<スタッフのあり方>

- スタッフの姿勢、意識にばらつきがあり、館長からの指揮命令系統がうまく繋がらず、組織的、統一的対応が難しい。
- 早朝、日曜日の開放は校庭のみ、スタッフ2人態勢で勤務しており、緊急時の対応に不安がある。

<学校等との連携>

- 学校や学童クラブとの緊密な連携。
- 災害時の対応。

<地域との連携>

- 企画運営会議の代表や役員、委員の担い手が少ない。

<施設のあり方>

- 専用教室がない学校がある。

<運営主体の一体化>

- 学童クラブとの連携の強化及び運営主体の一体化についての検討。

(2) 学童クラブ事業

学童クラブについては、育成を担う指導員の質的な向上とともに、安定的な確保が主な課題として挙げられている。また、土曜日開所や開所時間の延長、障がい児受入枠の拡大等、保護者から要望も寄せられている。

また、地域子ども館あそべえと学童クラブとの連携の強化及び運営主体の一体化についての検討も求められている。

<居場所のあり方>

- 保護者要望事項への対応（開所時間の延長、障がい児受入枠の拡大等）
- 障がいを持つ児童や特別な配慮を要する児童の増加への対応
- 育成の質及び児童の一時預かりに対するニーズの高まり
- 土曜日開所

<スタッフ>

- 指導員の安定的確保
- 指導員の質的向上（研修の持ち方、あり方の検討）

<学校等との連携>

- 学校や地域子ども館あそべえとの調整
- 災害時の対応

＜地域との連携＞

○学童クラブ事業の地域への周知

＜運営主体の一体化＞

○地域子ども館あそべえとの連携強化及び運営主体の一体化についての研究

（３）桜堤児童館

桜堤児童館の平成 23 年度の利用者内訳を見てみると、乳幼児とその親の利用が約 7 割で、地域別の内訳は境・桜堤・境南町が 77%、その他の市内が 8 %となっており、西部地域の乳幼児とその親の利用が中心の施設となっている。

第三次子どもプラン武蔵野において、桜堤児童館の役割を他の子育て支援施設に移すことができた後に、0123施設に転用することを検討することとしている。

ただし、第五期長期計画では、周辺地域における保育需要を勘案しながら、桜堤保育園分館としての利用を検討することとしている。

（４）その他の小学生の放課後施策に係る事業

（ア）青少年問題協議会(地区委員会)

地域における青少年育成に関わる人材の不足が顕在化し、地域の青少年は地域で育てるという取組に影響を与えている。特に、若年世代の地域活動への参画が減少しているため、新たな層の参画を得て地域における青少年育成支援に取組むことが必要である。

（イ）プレーパーク

プレーパーク事業は、NPOに運営を委託しており、NPO団体の運営の安定化や運営者として関わる市民やプレーリーダーの育成等が課題である。また、利用者である子どもの満足度等、プレーパークの評価についても課題として挙げられている。

○利用者である子どもの満足度等、プレーパークの評価基準のあり方（内容、評価のスパン等）。

○運営者としての市民の育成

○プレーリーダー等の人材育成

○その他（公園周辺住民の事業に対する理解、団体の安定化等）

（ウ）土曜学校

平成 13 年度の試行以降、土曜日の子どもたちを取り巻く状況が変化しており、事業形態や運営主体も含め、見直しを進めている。

（５）武蔵野市の小学生の放課後施策の主な課題と子ども施設に必要な機能について

武蔵野市の小学生の放課後施策は様々な課題を有しているが、特に、地域子ども館あそべえ事業と学童クラブ事業は、武蔵野市の子どもたちの家庭も含めた様々な放課後の居場所の一つではあるが、全市的な広がりのある事業として、大きなウェイトをしめている。ゆえに、この

両事業を改善し、機能の充実を図ることの効果は大きい。

また、両事業は、職員・スタッフの質の面や、障がいを持つ児童や特別な配慮を要する子どもの増加への対応等について、子どもを対象とする事業として、同様の課題を有している。

これらの課題を踏まえ、子どもにとって理想的な居場所の一つとなるためには、その子ども施設が、子ども達の居場所となるだけでなく、保護者の支えや地域のよりどころとなることが望まれる。そのような、子ども施設に必要な機能としては、子どもにとっての機能だけでなく、大人にとっても必要な機能がある。それらの機能は、以下のように整理される。

- ① 居場所機能
- ② 遊びや活動促進機能
- ③ 相談支援機能
- ④ 地域づくり機能（コミュニティワーク）
- ⑤ 地域課題発見・活動企画機能

武蔵野市の小学生の放課後施策の中で主たる課題を有し、かつ、全市的な事業としての、地域子ども館事業と学童クラブ事業について、これらの機能を軸とし、これからの求められる姿の検討を行うものである。

Ⅲ これからのあそべえ(仮称)～新しい武蔵野方式による放課後施策の創造を目指して～

地域子ども館は、地域で子どもを見守り育てるという基本理念の下、住民参加型による自由来所型の施設として、武蔵野市の小学生とその親にとっても必要不可欠な施設となっている。現在、年間約 40 万人（平成 23 年度実績）もの児童に利用されている。

しかし、共働き家庭等の増加による児童の預かりに対するニーズの高まりや、障がい児、配慮を要する子どもへの対応力の必要など求められる機能や、地域のボランティアによる企画運営会議の人手不足など課題は多岐にわたっている。また、第三次子どもプランに「桜堤児童館の果たしている役割を 0 1 2 3 施設、認定こども園（仮称）、地域子ども館あそべえ、武蔵野プレイスに移すことにより、全市的に発展的に展開していくことを検討します。」と記述されているように、桜堤児童館の小学生を対象とする機能を地域子ども館あそべえに移し、児童館機能を全市的に展開していくことが求められている。

今後も地域子ども館あそべえが武蔵野市の子どもたちにとって、そして、子育てをする親にとって、真の意味で成長の支えとなる役割を果たしていくため、現状の課題の検証に基づく必要な見直しや理想像を目指すための機能の充実について検討し、地域子ども館あそべえを新しい総合的地域子ども施設に発展させるべく検討を行った。

新しい総合的地域子ども施設としては、子どもにとって居心地の良い居場所であるとともに、遊びの提供、子どもや親に対する相談支援機能の強化等様々な機能の充実を図ることが望まれる。また、地域によっては運営に困難が生じている企画運営会議のあり方について、義務的な「ねばならない」参加から大人が自然に自発的に楽しむ組織づくりを目指すべきである。

1 理念

(1) 理念

地域子ども館あそべえは、子どもたちがのんびり、ゆったり、楽しく過ごし、主体的に活動できる居場所であり、子どもや親たちへの相談支援なども担う。そのため、親、地域住民・関係機関、職員が子どもを見守り、子どもの意見を傾聴し、子どもに多様な価値観に出会わせ、子どもの成長の支援を行い、子どもが主体的に成長することを支援する。また、こうした取り組みを通じて地域コミュニティの醸成を図るものである。

このため、新たな総合的地域子ども施設として、学童クラブ事業との連携を一層推進するとともに、児童館で担ってきた遊びの提供や専門的な相談支援といった機能についても、この施設に移管し、小学生を対象とする児童館機能を全市的に展開することで、機能充実を図るものである。

(2) 目標

新たな地域子ども施設においては、子どもに居場所や経験の提供を行うという目標に留まらず、地域づくりや地域課題の発見についても、目標とすべきである。目標について以下のとお

りである。なお、「IVこれからの学童クラブ」の目標との対比においては、記載内容はほぼ同様であるが、「様々な体験に挑戦し、自由に遊ぶ子ども」「子どもの遊びを通じた地域づくり」が加わり、「情緒が安定している子ども」が記載されていないという点が異なっている。

- 楽しく遊べる子ども
- 自分の意見を言える子ども
- 自己有用感のある子ども
- 地域の人々や友達を信頼できる子ども
- 様々な体験に挑戦し、自由に遊ぶ子ども
- 子どもの遊びを通じた地域づくり
- 子どもと親の相談支援を通じた地域課題の発見

(3)方針

新たな地域子ども施設の方針については、子どもに居場所を提供することに留まらず、遊び等の提供やその施設での活動をきっかけとした地域づくり、そして、地域の課題発見等が含まれることが望まれる。方針について以下のとおりである。なお、これらの方針を、子ども施設に必要な機能である、①居場所機能、②遊びや活動促進機能、③相談支援機能、④地域づくり機能（コミュニティワーク）、⑤地域課題発見・活動企画機能に区分し、整理した。

<①居場所機能>

- 子どもがのんびり、ゆったり成長できる居場所を提供すること。

<②遊びや活動促進機能>

- 楽しく豊かな遊びの機会を提供すること。
- 多様な価値観を示し、様々な体験に挑戦できる機会を提供すること。
- 人とかかわり方（社会性・人間関係）を身につける機会提供を行うこと。
- 子どもが主体的にあそべえの運営に関わること。
- 子どもたちもあそべえの一部を形づくる役割を担うこと。
- 親、地域、社会の大人が、子どもを見守り、子どもの自由を尊重しながら、子どもの成長の側面支援を行うこと。

<③相談支援機能>

- 子どもや保護者への相談支援を行うこと。

<④地域づくり機能(コミュニティワーク)>

- 保護者参画を通じての親育てを行うこと。
- 子どもと地域が「遊び」を通じて主体的に成長すること。

<⑤地域課題発見・活動企画機能>

- 子どもや保護者への相談支援を通じた地域課題を発見すること。

2 方法

(1)対象

これまでは、結果的に小学生低学年が中心に集っていたが、今後は幅広く小学生1年生から6年生を呼べる施設としていく。

(2)事業の意義及び位置づけ

<事業の意義及び基本的要件の確認>

地域子ども館あそべえは、小学生の子どもたちの放課後対策の充実施策の一つとして、保護者を含めた地域社会の成員が一体となって子どもを育てるという考えに基づき、学校施設（教室・校庭・図書館）を利用した早朝や放課後・土曜日などの子どもたちの居場所作りや異年齢児童の交流を目的としている。

地域子ども館あそべえは、すべての児童を対象とするものであり、小学生の放課後等の居場所として、市立小学校ブロック毎に、市内全域にわたって配置されていることとなっている。また、この事業は、地域の大人が、ボランティア的に地域の子どもの見守る事業でもあり、地域子ども館あそべえの場に留まらず、日常的な子どもの見守りのきっかけとなるものである。このような地域子ども館事業の意義について確認をする必要がある。

これらの意義を踏まえ、地域子ども館事業立ち上げ時における基本的な要件である「全児童対策事業」、「自由来所型」、「預かりの場所でない」といった性質について、現在の親、地域、そして社会の状況を踏まえて検証を行い、新しい総合的地域子ども施設として果たすべき役割の整理を、今後、行うべきである。そして、それらを踏まえながらも、見守りだけではない遊びの提供や子どもだけでなく親も含めた相談支援機能の充実、地域づくり機能や地域課題発見・活動企画機能といった機能充実について検討を行う必要がある。

現状ではほとんどの地域子ども館あそべえにおいて、児童の帰宅時間の声掛け等を行っていること等、基本的要件に照らして、位置づけの明確化が必要な要件もある。機能充実の検討と合わせ、要件の再検討が必要となることも考えられる。

<各開放事業の位置づけの確認>

現在の地域子ども館あそべえが行っている教室開放、校庭開放、図書室開放の全ての開放事業が、子どもたちにとっての貴重な居場所の一つとなっている。その前提のもと、放課後対策事業と銘打たれている地域子ども館あそべえにとって、若干観点の異なる校庭早朝開放・日曜開放を地域子ども館あそべえとして担っていくことに対する位置づけの明確化を行う必要がある。また、参加者数が少ない等の課題を抱える図書室開放についても、その実施の方法等を改めて検討する必要がある。

(3)機能

<5つの機能>

あそべえが子どもにとって理想的な居場所の一つとなるためには、子ども達の居場所となるだけでなく、保護者の支えや地域のよりどころとなることが望まれる。そのような、子ども施

設に必要な機能としては、P11の「(5) 武蔵野市の小学生の放課後施策の主な課題と子ども施設に必要な機能について」に記述のある通り、次の5つの機能が必要である。①居場所機能②遊びや活動促進機能③相談支援機能④地域づくり機能（コミュニティワーク）⑤地域課題発見・活動企画機能の五つの機能である。これらの機能は、すでにあそべえの機能として位置づけられているものもあるが、いままで同様あるいはより一層の充実を求められている機能と、新たな機能として付加・提供する機能がある。これらの機能は、これから子ども施設に必要な機能であり、同様に学童クラブにおいても必要な機能として位置づけられ得るものである。

ただし、これらの機能については、前述の目標を踏まえ、事業の見直しにあつては、細かな部分で「つじつま」が合わなくとも、子どもにとって結果として「よい居場所」となれば良いといった、ある種の「いい加減さ」について、許容することも重要である。

これらの機能を踏まえ桜堤児童館で培われてきた相談機能、配慮を要する子どもの対応、遊びの提供、子どもの見守り、関係機関との連携等の専門的機能を地域子ども館あそべえで展開していくことで、新たな総合的地域子ども施設としての専門性を高めていくものである。それらの機能充実に加え、新たな総合的地域子ども施設にとって必要な機能についても整理していく必要がある。さらにこれまでの地域子ども館あそべえの機能として位置づけられていない、本来自由来所型の施設にはあてはまりにくい塾的な補修学習の場の提供や、すでにほとんどの館で実施されている児童の帰宅時間の声掛け等、託児的機能のあり方についても研究する必要がある。

機能の区分	求められる機能
①居場所機能	■自由な居場所 ■ほっとできる居場所 ■子どもの見守り ■託児機能（帰宅時間管理）のあり方の研究
②遊びや活動促進機能	■遊びの提供 ■異年齢交流 ■あそびの場、遊びを仕掛けていく場（スタッフのプレーリーダー化） ■地域ボランティアによるプログラムの充実（地域人材バンク。子ども達の興味を引く本物の提供。） ■児童文化の継承 ■塾的な補修学習の場の提供の研究
③相談支援機能	■相談機能 ■配慮を要する子対応の充実 ■障がい児への対応 ■関係機関との連携等の専門的機能
④地域づくり機能（コミュニティワーク）	■保護者参画による親育ての場
⑤地域課題発見・活動企画機能	■子どもや親への相談支援を通じた地域課題の発見 ■企画機能

＜既存事業との調整＞

○校庭早朝開放・校庭日曜開放・図書室開放のあり方

市民スポーツデー（教育部生涯学習スポーツ課）、学校図書館サポーター（教育部指導課）といった類似事業との調整が必要である。市全体的な事業執行の視点で運用の仕方や縦割り

になっている部分を再整理し、効率的な事業運営を検討する必要がある

■校庭早朝開放・校庭日曜開放・図書室開放のあり方の再検討

(4)館長・スタッフ

<館長・スタッフの質の向上>

新しいあそべえでは館長、スタッフにはこれまでより高度な役割を担う館長・スタッフにより*「責任ある遊び場」を提供を目指すべきである。なお、子ども施設において、職員・スタッフの質の向上や運営体制といった、直接に子どもと接する職員等に関する課題は、非常に重要な課題であり、地域子ども館事業と学童クラブ事業の共通の課題となっている。

*単なる見守り機能だけあるような遊び場ではなく、そこで提供される遊びの内容の豊かさも含めた一定の質が担保された安心できる遊び場。

求められる資質	<①居場所機能> ■子どもへのケアワークを行う能力 <②遊びや活動促進機能> ■自由な遊びのきっかけづくり・促進能力（プレーリーダー的能力） ■専門知識（子どもに関わる業務を行うに際して必要な知識や、図書室スタッフ等に専門的業務に従事するのに必要な専門知識） <③相談支援機能> ■子どもや家族への相談援助基盤としてのソーシャルワークマインド ■地域の人々や学校に対して、子どものために交渉をするネットワーカー、コーディネーター的能力 ■相談援助技術 <④地域づくり機能（コミュニティワーク）> ■調整能力 <⑤地域課題発見・活動企画機能> ■情報収集分析能力
---------	---

<職員採用・人材確保>

「責任ある遊び場」を提供していくために館長・スタッフの雇用のあり方、人材の継続的な確保の方法を検討する必要がある。

職種	雇用のあり方や検討課題等
館長	■雇用のあり方（質の高い職員の継続雇用。正職員化・専門職化の検討。） *子ども協会での雇用 ■採用にあたっての条件（資格・経験）
スタッフ	■スタッフ賃金のあり方（賃金相当額、職責による賃金差） ■職としてのあり方の見直し

	(早朝校庭開放等について、ボランティアのか仕事的か) ■大学生の活用の仕組み ■スタッフ以外の有償ボランティアの活用
--	---

<課題対応>

スタッフの固定化や高齢化への対応といった課題について検討する必要がある。

■組織的・統一的対応の困難（職場環境の改善）。

■世代交代の必要。後継者の育成。

(5) 研修

「責任ある遊び場」を提供していくために館長・スタッフ対象の研修体系を充実させ、より専門性を高めていくべきである。具体的には、職能・職層それぞれに対する OJT、offJT、SD (Self Deveropment) などの整備を図って行くことが望ましい。

■研修プログラムの充実による館長・スタッフのレベルアップ

(遊びの提供、配慮を要する子どもの対応、ソーシャルワーク、怪我などへの対応)

■計画に基づく研修の実施

(6) 館長・スタッフ等の運営体制

<体制>

子どもたちにとって楽しく、安全・安心な居場所を提供し、さらには館長やスタッフが働きやすい環境を整えるために、開放事業における館長、スタッフの運営体制の課題を検討し、見直しを行う必要がある。

運営体制における課題と見直しの方向性	<館全体の運営体制：課題> ■館長・スタッフの体制のあり方の見直し：現状では、フルタイムの職員・パートタイムの職員・有償ボランティア・無償ボランティアが混在しているので、業務分担の線引きが難しく、組織的な動きがとりづらい。 <館全体の運営体制：見直しの方向性> ■校庭早朝開放時及び日曜校庭開放時の責任体制の構築 ■企画運営会議のメンバーの負担感を軽減するための館長・スタッフを中心としたイベントの実施 ■障がい児対応の検討 <スタッフの体制：見直しの方向性> ■スタッフの少数精鋭化（例：週4回以上など一定日数の勤務要件） ■教室スタッフと校庭スタッフのスタッフとしての一体化（館長1名とスタッフ3名での運営） ■スタッフの役割の設定（賃金の差の設定＝責任の明確化（例：副館長、メイン、サブ））
--------------------	--

	■見守りにおいてスタッフを補助する役割として、(有償) ボランティアの活用 ＜子ども達の運営への参加：見直しの方向性＞ ■子ども達主体の実行委員会形式によるあそべえの運営への参画
--	---

(7)地域連携 ～企画運営会議のあり方～

地域によっては運営に困難さが生じている企画運営会議のあり方について、現状の課題を改善し、義務的な「ねばならない」参加から大人が自然に自発的に楽しむ組織づくりを目指す。具体的には、①企画運営会議の協議・協力機関としての性格の再確認、②新たな団体・個人の参加促進、③あそべえスタッフを事業実施責任者として位置づけることなどにより負担軽減と責任分担の明確化を図るべきである。これらのあり方とともに現在ボランティアで行われている企画運営会議メンバーに対する報酬のあり方についても検討を行う必要がある。

また、企画運営会議は、あそべえ・学校を軸に子どもたちを支える役割に加えて、集まった地域の大人たちにとってのつながりの場、集う場とし、地域をつなぐ、ネットワークする役割を担うとともに、地域の課題・問題、子どもや家庭が抱えている問題を把握し、地域住民や地域組織が子どもや家庭に対して可能な支援を行うよう調整する役割も担っていくことが望まれる。

＜目指すべき新しい形＞

- 大人も楽しめる企画運営会議
- 企画運営会議の協議・協力機関としての性格の再確認
- 新たな団体・個人の参加促進（保護者の参加の促進）

＜機能＞

これまでの機能のうち、必要な機能を残すとともに、新しい機能も付加していくべきである。

- 地域住民による運営協議・協力機能
- 新たな団体・個人の参加促進機能
- ボランティア委員会等による参加促進機能
- 子ども委員会による意見集約機能

(8)学校との連携

学校との連携をこれまで以上に進めることで、「あそべえ」、「学校」、「地域」が一体となり、より子どもの視点に立った放課後の良好な居場所を形成することが望まれる。

- 小学校とのより密接な連携（校長・副校長、あそべえ館長、学童クラブ指導員との定例的な情報交換を行う。内容については、子どもの放課後生活、相談支援や地域交流・連携に関する情報交換を行う。）
- 非常時・災害発生時の連携による対応

(9)中高生の関わり

土、日曜日における地域子ども館事業の新たな展開として、自由な遊びやスポーツの機会づくりを、中高生が可能な範囲で行うことで、中高生のあそべえへの参加を促すことを模索すべ

きである。このことは地域子ども館事業に留まらず、中高生を地域活動や社会貢献活動への参加を促すきっかけとなるものである。

(10) 施設設備・環境設定

子どもにとって、居心地の良い居場所となるような施設整備に努めるべきである。また、専用施設となっていない地域子ども館あそべえについては、専用施設化を推進すべきである。

施設整備にあたっては、子どもに限らず、勤務する館長・スタッフが働きやすい環境の整備を進めるとともに、地域住民の活動拠点としての機能へ配慮を行うことが望まれる。

- 採光、衛生、静的・動的な遊びが保障される工夫など、子どもにとって居心地の良い居場所となるような施設整備
- 専用施設化の推進
- 働きやすい環境整備（事務スペース、休憩スペースに課題があり）
- 地域住民の活動拠点としての機能への配慮

3 運営組織

(1) 委託

平成 24 年に策定された第五期長期計画に記載のとおり、公益財団法人子ども協会へ委託を行い、委託することで保育園から地域子ども館あそべえ・学童クラブまでの世代における縦の繋がりに加えて、子ども協会の専門的なノウハウや一貫した情報共有など横のつながりも十分に発揮できるようにすべきである。

(2) 運営

子ども施設として必要な機能及び地域子ども館事業と学童クラブ事業の共通の課題を踏まえ、地域子ども館事業と学童クラブ事業の運営主体の一体化により、さらに総合的で連携のとれた効率的な運営形態を展開していくことが望まれる。

Ⅳこれからの学童クラブ～学童クラブの理想の居場所に向けてのあるべき方向性～

学童クラブの運営にあたっては、武蔵野市学童クラブ育成指針に則って、育成を行う。しかし、新たな社会的課題や新たな子育てニーズを踏まえた改善に積極的に取り組む必要があることから、下記の提案をする。

1 育成理念

(1) 育成理念

子どもの最善の利益の実現のため、集団を活用しながら一人ひとりの子どもの気持ちや意見を大切にし、自由で豊かな遊びを通じて、楽しく安心できる育成・ケアを実現する。児童の育成にあたっては、育成の質の向上を目指すものである。

(2) 育成目標

学童クラブにおいては、子どもの安全な居場所や遊びを通じた育成を行うという目標に留まらず、地域課題の発見についても、目標とした。目標について以下のとおりである。なお、「Ⅲこれからのあそべえ（仮）」の目標との対比においては、記載内容については、ほぼ同様であるが、「情緒が安定している子ども」が加わり、「様々な体験に挑戦し、自由に遊ぶ子ども」「子どもの遊びを通じた地域づくり」が記載されていないという点が異なっている。

- 楽しく遊べる子ども
- 自分の意見を言える子ども
- 自己有用感のある子ども
- 地域の人々や友達を信頼できる子ども
- 子どもと親の相談支援を通じた地域課題の発見
- 情緒が安定している子ども

(3) 育成方針

学童クラブの育成方針については、児童に安心できる適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることとともに、就労している保護者の支援に留まらず、保護者や子どもへの相談支援を通じた地域の課題発見等についても含まれるものである。方針について、育成指針を踏まえつつ、協議会において以下のとおり整理された。なお、これらの方針を、子ども施設に必要な機能である、①居場所機能、②遊びや活動促進機能、③相談支援機能、④地域づくり機能（コミュニティワーク）、⑤地域課題発見・活動企画機能に区分し、整理した。

<①居場所機能>

- 子どもが安全に過ごせ、かつ、安心できる居場所（生活の場）を提供すること。

<②遊びや活動促進機能>

- 屋外も含む、楽しく豊かな遊び機会の提供を行うこと。
- 児童の健やかな成長を支援すること。

- 新しいチャレンジ体験機会を提供すること。
- 人とかかわる技術*（ソーシャルスキル）を身に着ける機会提供を行うこと。
- 地域の人への信頼感を醸成する機会を提供すること。

＜③相談支援機能＞

- 子どもや親たちへの相談支援を行うこと。

＜④地域づくり機能（コミュニティワーク）＞

- 保護者参画を通じての親育てを行うこと。

＜⑤地域課題発見・活動企画機能＞

- 子どもや保護者の新しいニーズを把握し新しい支援を提供すること。

*人のために働く、思いやりを持てる、相手がわかる、その子の立場がわかる、人として認めあう、集団の一員として育つ、ひととかかわる力を培う、リーダーシップ・メンバーシップ、多様性を受け入れる、ソーシャルインクルージョン、他人への信頼感、等

2 育成方法

（1）対 象

主として、小学生1年生から3年生を対象とする。ただし、4年生以上の夏休みなどの長期休業中の日中のケアについても検討が必要である。また、5年生以上の障がい児の日中のケアについても検討が必要である。

- 小学校1年生から3年生を対象とする。
- 4年生以上の夏休みなど長期休業中の日中のケアについては別途検討を行う必要がある。
- 障がい児への対応については、現在、市では、小学校1年生から4年生まで（3年生時在籍の場合は、4年生まで）の障がい児を受け入れている。今後の課題として、小学校5年生以降の障がい児の放課後のケアについて、市全体の施策の中で総合的な検討を行う必要がある。

（2）開所日・開所時間

- 月曜日から土曜日を基本とする。なお、学童クラブの土曜日開所については、試行の検証に基づき、地域子ども館あそべえとの連携により実施する必要がある。
- 開所時間については、関係機関（学校・地域子ども館あそべえ）や職員体制等を踏まえ、子どもの生活リズム、安全、気持ちも含めた総合的な観点から、開所時間の延長について検討を行う必要がある。

（3）事業の意義

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の安全を確保するとともに、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るものである。また、就労している保護者等への子育て支援として、保護者が就労等と子育てをバランスを持って関わるための事業として実施すべきものである。

- 監護に欠ける児童（保護者が労働等により昼間家庭にいない児童）の健全な育成
- 就労している保護者等への子育て及び就労支援

（４）機能

監護に欠ける児童（保護者が労働等により昼間家庭にいない児童）に、放課後等における、安全・安心な生活の場を提供し、遊びを通じた異年齢交流等による育成を行うものである。機能については、子ども施設に必要な機能である、①居場所機能、②遊びや活動促進機能、③相談支援機能、④地域づくり機能（コミュニティワーク）、⑤地域課題発見・活動企画機能に区分し、下記を提案する。

また、配慮を要する児童への対応だけでなく、保護者や児童に対する相談支援機能の充実を図るとともに、日頃から関係機関との緊密な連携を行う必要がある。

機能の区分	求められる機能
①居場所機能	■遊び場機能 ■安全安心な生活の場の提供機能
②遊びや活動促進機能	■遊びを通じた異年齢交流・育成機能
③相談支援機能	■保護者や子どもに対する相談支援機能
④地域づくり機能（コミュニティワーク）	■地域団体・関係機関との連携・協働機能
⑤地域課題発見・活動企画機能	■保護者や子どものニーズ把握・支援機能

（５）職員

学童クラブ事業の機能を充実させるためには、指導員の資質が求められる。なお、子ども施設において、職員・スタッフの質の向上や運営体制といった、直接子どもと接する職員等に関する課題は、非常に重要な課題であり、地域子ども館事業と学童クラブ事業の共通の課題となっている。

求められる資質	<①居場所機能> ■子どもへのケアワークを行う能力 <②遊びや活動促進機能> ■自由な遊びのきっかけづくり・促進能力（プレーリーダー的能力） ■専門知識（子どもに関わる業務を行うに際して必要な知識） <③相談支援機能> ■子どもや家族への相談援助基盤としてのソーシャルワークマインド ■相談援助技術 <④地域づくり機能（コミュニティワーク）> ■調整能力 <⑤地域課題発見・活動企画機能>
---------	---

	■情報収集分析能力
--	-----------

<職員採用>

高い資質を持ち、児童の安全な生活の場を提供するために、幅広い人材の採用資格について、検討する必要がある。

資格	保育士・教員(幼稚園・小・中・高)他、社会福祉士、児童指導員や遊びを指導する者任用資格などの活用
----	--

<研修>

指導員に対する研修を充実させ、専門性を高めていく必要がある。

- 研修体系づくり (OJT、off-JT、SD等)
- 相談援助・集団援助・地域援助に関する研修
- 障がい関係の研修 等

(6) 職員体制

質の高い職員を確保するためには、就労環境の整備を行うとともに、適切な職員体制を構築する必要がある。

職員体制の整備にあたっては、地域子ども館あそべえと連携した土曜日開所を実施する上で、育成の連続性が維持可能な職員体制の構築が求められる。

就労環境の整備にあたっては、地域子ども館あそべえとの連携も視野に入れ、職として必要な職員については正職員化を検討し、賃金・身分の安定を図ることで、質の高い職員の継続的な確保を図る必要がある。また、少人数職場の閉塞性の解消と情報の共有のため、地域子ども館事業等を含めた、包括的な人員体制に基づいた職員配置を行うことが求められる。

職員体制	■地域子ども館あそべえと連携した土曜日開所の実施する上で、育成の連続性が維持可能な職員体制
就労環境整備	■地域子ども館あそべえとの連携も視野に入れた職として必要な職員の正職員化（人材確保。賃金、身分の安定。）の検討 ■少人数職場の閉そく性の解消のための組織内における多様な異動の活用

(7) 育成計画等

育成にあたっては、各学童クラブにおいて、集団としての達成目標（アウトカム）を設定し、年間の育成計画を作成する必要がある。また、個々の児童については、指導員と保護者が子どもの状況の共通認識を持つために、連絡帳とは別に継続的な個別の子どもの経過記録作成を行うことを推奨する。このことは、日々の育成に支障のない範囲で記録され、保護者と情報共有がなされることが望ましい。

- 集団としての達成目標（アウトカム）の設定
- 年間の育成計画の作成
- 指導員と保護者が子どもの状況についての認識を共有する（連絡帳とは別に継続的に個別の子どもの経過を把握。保護者の認識のもと作成していくことを推奨。）

（８）地域連携

学童クラブの活動を広く地域に周知し、地域の見守りの中で育成を行うため、地域との連携を図ることが望ましい。連携にあたっては、地域の関係機関・団体との情報の共有と相互の連絡調整を図り、そして、地域と連携をしながら、学童クラブの活動を周知し、地域の一員として地域活動へ参加することが望まれる。

また、学童クラブにおいて、指導員のみが児童の育成に関わるのではなく、保護者も可能な範囲で育成に参加し、関わりを持つことが望ましい。

保護者が、子どもや地域と関わることで、保護者の社会的成長、いわゆる「親育ち」の契機とすることが望ましい。

- 地域組織への参加（担当職員や学童クラブ父母の地域子ども館あそべえの企画運営会議への参加）
- 学童クラブ事業への父母の参加・協力の促進
- 子どもや地域と関わることによる親育ち

（９）学校との連携

武蔵野市における学童クラブは、学校施設内もしくは、学校に隣接して設置されている。また、小学生の放課後等における事業として、児童や学校の事業についての情報共有を図りながら、学童クラブ事業を実施する必要がある。そのため、小学校の校長や副校長と地域子ども館あそべえ館長・学童クラブ指導員が、定期的な打ち合わせ・情報交換の場を設けることが望ましい。

（１０）災害発生時の対応

災害発生時には、学校や学童クラブがそれぞれの責務を果たす中で、相互に連携しながら対応を行う必要がある。特に、発災直後、保護者の児童の迎えが難しいことや、帰宅困難者対策として職場に留まることが求められていることを鑑み、学校と連携した児童の預かりのあり方を検討する必要がある。

また、必要な情報を発受信できるよう、複数の連絡手段による、連絡体制の整備を進める必要がある。また、日頃の備えとして、マニュアルについて保護者や児童に周知するとともに、定期的な訓練を実施することも必要である。

（１１）施設設備・環境設定

児童の安全を確保するとともに、指導員が安心して育成に取り組めるように、施設については、必要に応じて整備又は改修を行う必要がある。

- 動的な遊びと静的な遊びの両方の空間確保
- 子どもの動線等を踏まえ施設内での事故予防の配慮がされていること
- 採光や衛生、換気、臭気対策などが実施されていること
- その他基本的な生活習慣が身に付く環境

(12) 評価の導入

育成の質を維持・向上させるために評価制度の導入を図るとともに、評価結果を受けて改善を行うことが望ましい。

- 当事者評価が毎年実施されていること
- 利用者（保護者・子ども）評価が実施されていること

3 委託の仕方

(1) 委託

平成 24 年に策定された第五期長期計画に記載のとおり、公益財団法人武蔵野市子ども協会へ委託する。子ども協会において、保育園等からあそべえ・学童までの縦のつながりに加え、専門的なノウハウや一貫した情報共有など横のつながりも十分発揮するようにする。

委託する際は、事業の実施体制だけでなく、受託者と協議しながら育成内容の質の向上に努める体制とするとともに、委託にあたっては、設置運営基準を明確にした上で委託を行う。

(2) 運営 地域子ども館事業との運営主体の一体化

子ども施設として必要な機能及び地域子ども館事業と学童クラブ事業の共通の課題を踏まえ、地域子ども館事業と学童クラブ事業の運営主体の一体化により、さらに総合的で連携のとれた効率的な運営形態を展開していく。特に職員の質や職員体制については、共通の課題があり、特の職員の質の向上が望まれる。

運営にあたっては、（監護に欠ける）児童の育成機能について継続的に実施するとともに、地域子ども館事業と連携しながら、効率的・効果的な事業実施を図るものである。

(3) 体制

学童クラブ児童・保護者への継続的で丁寧な支援を実施するとともに、保護者、地域、学校との連携を推進していく。また、利用者視点を反映するための組織（地域懇談会（仮称）の設置。あるいは、地域子ども館あそべえ企画運営会議の活用。）について検討をするものである。

これらのことが、委託先において実現されることが望まれる。

V 連携の推進による小学生の放課後施策の質の向上と運営基盤の強化

1 連携の推進による小学生の放課後施策の質及びサービスの向上

(1) 連携による事業のバージョンアップ

両事業の運営主体を一体化し、委託することにより、両事業について共通して対応が可能な専門職員の配置など、配慮が必要な児童への対応や児童や親への相談機能の強化と、施策の質及びサービス内容の向上が期待される。また、遊びの提供や関係機関との連携についても運営主体の一体化のなかで、強化が見込まれるものであり、それらは子どもの成長の各段階における情報を共有するなかで取り組まれるものである。

また、学童クラブについては、前述の機能の強化と併せて、職員の勤務時間の弾力化や学童クラブに対する補助金を活用しながら、機能の強化を図るものである。

連携による事業のバージョンアップについては、下記のとおり整理される。

①地域子ども館あそべえへの児童館機能の移管に伴う施策の質及びサービス内容の向上

■配慮が必要な児童への対応や児童や親への相談機能の強化

■遊びの提供

■関係機関との連携

②両事業における施策の質及びサービス内容の向上

■両事業に対応可能な専門職員の配置による要配慮児童への対応や児童・親への相談機能の強化

■情報の共有（0123、保育園、こども園（仮称）、学童クラブ、あそべえまでの縦の繋がりに加え、専門的なノウハウや一貫した情報共有など横のつながり。）

③学童クラブにおける機能強化

■学童クラブの開所時間の見直し（職員の勤務時間の弾力化と共に、子どもの生活リズム、安全、気持ちも含めた総合的な観点からの検討）

■学童クラブにおける一時育成利用

なお、両事業の連携による事業の機能充実にあたっては、児童館で担ってきた遊びの提供や専門的な相談支援といった機能について、地域子ども館あそべえに移管することで、小学生を対象とする児童館機能を全市的に展開し、機能充実を図ることがその前提となる。

(2) 地域子ども館あそべえと学童クラブの連携による一つの組織での事業運営

運営主体を一体化し委託化することにより、施策の質及びサービスの向上と併せて、効率的な事業運営を目指していく。

委託先と予定される公益財団法人武蔵野市子ども協会は、武蔵野市の子ども施策を包括的に実施する法人であり、現在において、0123 施設、保育園、こども園、そして、地域子ども館あ

そべえ、学童クラブとつながる一連の子ども関連業務について、専門的なノウハウや一貫した情報共有を図るものである。

これらの達成にあたっては、運営主体の一体化により、施策の質及びサービス内容の向上と効率的な事業運営の両面の達成を図るものである。

(3)連携による職員の資質の向上

地域子ども館事業と学童クラブ事業を連携した形で委託することにより、下記のような職員体制の整備等により、職員の資質の向上が期待される。

両事業を連携して実施するに当たっては、必要な職における職員の正職化等、就労環境の整備が必要と考えられる。それにより、事業の根幹をなす職員の資質の向上を図ることができる。また、職員の雇用については、学童クラブ指導員と地域子ども館あそべえ館長の雇用を一本化し、職場の規模を拡大し、職員体制の柔軟性を確保することで、職員の勤務時間の弾力化等、学童クラブの開所時間の拡大等に効率的に対応可能な職員体制の構築を図ることができる。

特に、職員の資質の向上については、職員採用における資格要件等の能力の確保とともに、武蔵野市における子ども施策を包括的に実施する子ども協会の保有する子どもに関する専門的知識をフィードバックする形で、研修計画に基づいた計画的な職員研修により、職員のレベルアップを図ることが期待される。

連携による職員の資質の向上についての取り組みについては、下記のとおり整理される。

①職員体制の整備

- 必要な職における職員の正職化（賃金・任用等就労環境の整備）
- 雇用の一本化
- 職員の勤務時間の弾力化

②職員の資質の向上

- 職員採用にあたっての資格要件等能力の確保（保育士・教員他、社会福祉士、児童指導員や遊びを指導する者等任用資格などの活用。プレイリーダー的能力。）
- 計画的研修の実施

2 運営基盤の強化

(1)事業の効率的な運用にあたっての留意点

第五期長期計画における「財政見通し」において「歳入については、当面の間市税の増収は期待できる状況ではない。また国庫補助金についても、国の一括交付金化の動きが市の歳入にどう影響するか不透明な状況である。歳出については、新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設建設や老朽化が進む公共施設の保全経費等が予定され、基金の取り崩しと借入金（借金）の増大を視野に入れる必要がある。今後の財政状況は、依然厳しい状況が続くと考えられる。」とされている。

現在の学童クラブ事業及び地域子ども館事業の経費の内訳のほとんどは人件費である。学童

クラブ指導員及びあそべえ館長は嘱託職員であり、学童クラブの補助職員及びあそべえスタッフは臨時職員（アルバイト）である。そのため、委託化による運営主体の一体化を行った場合でも、既存の職員数・任用及び勤務時間に準じた業務を行うとしても、経費削減をする余地は極めて少ない。

本事業においても、事業内容や運営体制の精査を行い、運営主体の一体化に基づく効率的な事業運営を行うことで事業の充実を図ることが不可欠である。ただし、連携による機能の充実・サービスの向上を図るための、委託先における必要な職における職員の正職化の検討にあたっては、人的措置等に必要な経費を踏まえる必要がある。

(2)運営基盤の強化

地域子ども館あそべえ事業と学童クラブ事業が機能の充実を図り、かつ、事業としての運営基盤の強化を行うには、効率的な事業の運営がなされることが必要である。特に事業の実施にあたっては、子どもに向き合う職員やスタッフの資質が求められる一方、人件費の抑制も課題となることが見込まれる。これらについて、両事業にわたる専門職員の配置等、共通の取り組みが可能な部分については、共通で対応することで、機能の充実と運営基盤の強化を合わせて行うものである。

また、運営主体の一体化による連携の強化と機能の充実について検討を進めながら、より効果的な運営のあり方についても検討を行っていくものである。

おわりに

平成 22 年 2 月に策定された第 3 次子どもプランを受けて、武蔵野市における小学生の放課後施策の今後のあり方について検討するために、武蔵野市小学生の放課後施策推進協議会が平成 22 年 7 月 13 日に設置された。要綱に規定された所管事項については①小学生の放課後施策全般に関すること②武蔵野市地域子ども館事業に関すること③武蔵野市学童クラブ事業に関すること④武蔵野市立桜堤児童館事業に関すること⑤武蔵野市地域子ども館事業、武蔵野市学童クラブ事業の連携に関すること⑥その他、小学生の放課後施策の推進のために市長が必要と認めることである。

当協議会において、まず、個々の施策に特化した議論を行う前に、あるべき武蔵野の小学生の放課後のイメージや子どもにとって理想的な放課後・土曜日の居場所・遊び場について時間を割き包括的な議論が行った。それと合わせて、学童クラブの土曜日開所についても議論された。その後、土曜日開所試行の検証を行いながら、あるべき地域子ども館あそべえや学童クラブについて、それぞれ専門部会での検討を経て、協議会での議論が行われ、課題とともに、両事業の連携の推進によるあるべき今後の方向性がまとめられた。

このような協議会での検討から、武蔵野市が展開してきた、地域子ども館事業、学童クラブ事業を代表とする小学生の放課後施策のこれまでの成果が確認できるとともに、変化する社会や学校、地域、家庭の現状を受けて、今後、小学生の放課後をめぐって、さらに新しい「武蔵野方式」を創造していく必要性のあることが了解されることになった。より先進的な施策のあり方をめぐって、協議会では問題を整理することができたといえよう。

ただし、今期の協議会においては、包括的なあり方から、今後の大きな方向性について議論を行ったため、それぞれの事業の詳細なあり方について議論を尽くすことができなかった。そのため、次期の協議会で議論を行うべき主たる項目について、以下に列記する。

これらの項目については、次期の協議会において更なる議論を行うものである。

＜地域子ども館あそべえ＞

- 地域子ども館あそべえの具体的な機能充実のあり方
- 館長・スタッフの質の向上
- 企画運営会議のあり方

＜学童クラブ＞

- 職員体制のあり方と指導員の質の向上
- 土曜日開所試行のあり方
- 保護者要望事項への対応

＜地域子ども館あそべえと学童クラブの連携の強化＞

- 子ども協会への両事業の委託に際しての必要な職員の雇用のあり方
- 設置運営基準の明確化

＜桜堤児童館のあり方＞

- 桜堤児童館の児童館機能の地域子ども館あそべえへの展開

＜小学生の放課後施策推進協議会における議論の進め方＞

■協議会の議論への市民意見の反映方法の検討

<参考資料>

I 武蔵野市の小学生の放課後施策

武蔵野市が行う小学生の放課後施策について、以下のとおりである。主な事業としては、全児童対策事業としての地域子ども館事業、学童クラブ事業、桜堤児童館事業がある。

1 地域子ども館事業

◆目的

地域子ども館（あそべえ）は、小学生の子どもたちの放課後対策の充実施策の一つとして、保護者を含めた地域社会の成員が一体となって子どもを育てるという考えに基づき、学校施設を利用した早朝や放課後・土曜日などの子どもたちの居場所作りや異年齢児童の交流を目的としている。

◆運営基本方針

- ①地域子ども館は、学校活動時間以外の学校施設等を活用し、地域の子どもたちが自由に集い、自分の考えで遊んだり考えたり、子ども同士が交流できる安全な居場所とする。
- ②地域子ども館は、地域と共に発展する子どものための施設と制度であり、地域のボランティアに支えられて地域の独自性を生かした運営を目指すものとする。
- ③地域子ども館は、地域子ども館企画運営会議、地域子ども館のスタッフ等が子どもと考えたイベント、遊び等のプログラムを提供するが、参加は子どもの自由とする。

◆企画運営会議（各館ごとに設置）

学校長・副校長、PTA、学校施設開放運営委員会、青少協地区委員会、地域福祉活動推進協議会、コミュニティ協議会、民生・児童委員などの地域団体から選出された委員で構成された組織で、各館の理事会的役割を担っており、「地域子ども館運営基本方針」に基づいて、各館ごとの運営方針や年間の事業計画を定める。イベント（自主もしくは他団体との共催）の企画・実施、子ども委員会・ボランティア委員会などの附属組織の運営などを行う。

◆設置場所

市立小学校全12校

◆開放場所・日時

- ①教室開放 平 日：午後1時～5時（延長午後6時まで）
土曜日、長期休業中：午前9時～午後5時（延長午後6時まで）
- ②校庭開放 平 日：始業前1時間と、放課後午後5時まで
土・日曜日、長期休業中：学校により時間帯が異なる。

- ③図書室開放 水曜日：放課後～午後 5 時
土曜日：午前 9 時～午後 5 時
長期休業中：水曜日及び土曜日の午後 1 時～ 5 時

◆対象者

開設小学校の学区に住む私立・国立を含む小学生。

◆費用

無料。

◆配置職員

市嘱託職員12名、市臨時職員約360名。

(各館職員体制)・専任の館長 1 名 (市嘱託職員)

- ・教室開放スタッフ 2 名 (市臨時職員)
- ・校庭開放スタッフ 2 名 (市臨時職員)
- ・図書室開放スタッフ 1 名 (市臨時職員)

◆平成24年度予算額

1 億2,842万 1 千円。

人件費を除く各館の運営費は、市の補助金によりまかなわれる。各館の平均予算額年間50万円。

◆課題

主たる課題としては、次のように挙げられる。

① 1～3年生の利用がほとんどであり、異年齢交流が図られていない、②障がいを持つ児童や特別な配慮を要する児童の増加への対応、③職員・スタッフの体制、④学校や学童クラブとの緊密な連携、⑤企画運営会議の代表や役員、委員の担い手が少ない、⑥学童クラブとの連携の推進と、運営主体の一体化の検討。

2 学童クラブ事業

◆目的

市内に居住している小学校低学年の児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものの安全を確保するとともに、適切な遊びと生活の場を提供し、もって児童の健全な育成を図ることを目的としている。

◆育成指針

学童クラブの運営にあたって、児童の健全育成に対する方向性を明確にし、事業の充実を図ることを目的として、平成 20 年 3 月に、武蔵野市学童クラブ育成指針を制定した。

指針には「一人ひとりの児童が、同年齢や異年齢の他の児童、指導員とのつながりの中で、個性を大切にしつつ集団の一員として自主性と社会性を高めていくとともに、情

操を豊かにし、次世代を担う児童が健やかに成長するための一助となるよう、この育成指針にのっとり育成を行う。」との育成理念を掲げ、運営目標、指導員の役割、育成体制の整備について定めている。

◆設置場所

市立小学校全12校に1クラブずつ。また、民間の学童クラブが現在3クラブある。

◆開所日

平日：授業終了時～午後6時（指導員の勤務時間は正午～午後6時30分）

長期休業中、振替休業日及び学級閉鎖時

：午前8時30分～午後6時（指導員の勤務時間午前8時30分～午後6時もしくは午前9時～午後6時30分）

土曜日：午前9時～午後5時（午後6時まで延長あり）（指導員の標準的勤務時間午前9時～午後6時30分）＊地域子ども館あそべえとの連携により開所。平成23年度準備の整った学童クラブから試行開所開始し、11月に全クラブ開所。平成24年度も試行を継続。

日曜日及び祝祭日：閉所

◆対象者

市内在住の小学校に就学している第1学年から第3学年まで（心身に障がいのある児童で市長が別に定めるものにあつては、第1学年から第4学年まで）の者であつて、その保護者が労働、疾病その他やむを得ない事情により昼間家庭にいないため授業の終了後に家庭において保護者の適切な監護を受けられないもの（武蔵野市学童クラブ条例第4条を要約）

◆費用

学童クラブ育成料として、児童1人につき月額5千円（ただし、同一世帯で2人以上の児童が学童クラブに入会している場合の育成料は、1人を除いて児童1人につき月額3千円）。

◆配置職員

①指導員：各クラブ2～5名【市嘱託職員】

②臨時指導員：【市臨時職員（指導員の休暇等の際の代替、障がい児対応のための加配）】

◆平成24年度予算額

1億8,286万9千円

◆課題

主たる課題としては、次のことが挙げられる。

①指導員の安定的確保、②指導員の質的向上（研修の持ち方、あり方の検討）、③保護者要望事項への対応（開所時間の延長、障がい児受入枠の拡大等）、④障がいを持つ児童や特別な配慮を要する児童の増加への対応、⑤児童の預かりに対するニーズの高まり、⑥学校や地域子ども館あそべえとの調整、⑦学童クラブ事業の地域への認知、

⑧地域子ども館あそべえとの連携強化及び運営主体の一体化についての研究。

3 桜堤児童館

◆目的

児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設。市内には1館のみ設置。

◆設置場所

桜堤2-1-29

◆施設の概要

昭和44年5月に開館、昭和58年4月に現在の場所に移設。RC造、2階建て

敷地：940.06㎡、建築面積：316.85㎡、延べ床面積：596.38㎡。

ホール、集会室、図書室、工作室、遊戯室、育成室、事務室、館庭がある。

◆事業内容

児童の健全な遊び場の確保、健康増進、情操を高めることを目的とした事業。

- ・乳幼児対象事業：ちびっ子ランド（オー、ワン、ニャン）、ピッコロひろば等
- ・児童対象事業：レクスポ広場、クッキング広場、手工芸広場、卓球教室等
- ・保護者対象事業：子育て講座、子育て談話室、リフレッシュタイム等
- ・鑑賞行事等：おはなし玉手箱、お楽しみ広場等
- ・館外事業：移動児童館コミュニティわいわい広場、演劇フェスティバル
- ・季節行事等：入学進級おめでとう、ワーイ！こどもの日、夏期行事、じどうかんまつり、年忘れ会、新春演芸会、春休みわいわいランド等
- ・地域組織活動の育成：桜堤児童館地域クラブの活動支援、活動費補助
- ・境こども園さくら：平成24年度限定で、境こども園の幼稚園機能を前倒しで実施

◆児童館事業推進会議

- ・児童館に関わる地域の方々（主任児童委員、地域の民生委員、地域のコミュニティ協議会長、地域クラブ役員、ボランティア代表）と職員からなる会議。年度末に一回開催。
- ・一年間の活動の反省、次年度の事業に関する意見交換や子どもたちに関する情報提供・交換等を実施している。

◆休館日

日曜日、祝日（こどもの日を除く）、年末年始（12月29日～1月3日）

◆利用時間

4月～9月：午前9時30分～午後5時30分

10月～3月：午前9時30分～午後5時

※正午～午後1時までは、図書室・工作室で食事可能

◆対象者

本来はすべての児童（18歳未満）及び乳幼児に同伴する保護者が対象（ただし、主に対象となるのは、概ね3歳以上の幼児、学童）だが、桜堤児童館の利用者の範囲について、武蔵野市立児童館条例施行規則（昭和44年4月1日規則第11号）には、「児童館を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。(1)市内に居住する小中学生 (2)保護者が同伴する乳幼児 (3)前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者」と規定されている。

◆費用

無料（材料等を使用する事業の際、実費を徴収する場合がある。）

◆配置職員

スタッフ総数 10名

【館長1名（市職員）、職員5名（市職員3名、市嘱託職員2名）、市臨時職員4名】

◆平成24年度予算額

1,598万円（前年度予算額は1,823万3千円【内、200万円はフェンス設置工事費】）

3,473万4千円（プレこども園事業費）

◆課題

- ①桜堤児童館の平成23年度の利用者内訳を見てみると、乳幼児とその親の利用が約7割で、地域別の内訳は境・桜堤・境南町が77%、その他の市内が8%となっており、西部地域の乳幼児とその親の利用が中心の施設となっていることがわかる。
- ②第三次子どもプラン武蔵野において、桜堤児童館の役割を他の子育て支援施設に移すことができた後に、0123施設に転用することを検討することとしている。
ただし、第五期長期計画では、周辺地域における保育需要を勘案しながら、桜堤保育園分館としての利用を検討することとしている。

4 その他の小学生の放課後施策に係る事業

(ア) 青少年問題協議会

◆目的等

青少年問題協議会（青少協）は、市長の附属機関として設置される協議会で、市議会、教育委員会、警察署、裁判所等の関係機関、関係団体の代表や、PTA連絡協議会、民生・児童委員会、保護司会、社会教育委員会などの各委員、および学識経験者によって組織されており、武蔵野市における青少年の総合的な問題を検討し、必要な調整を行い、関係機関へ意見を述べるができる。

この青少年問題協議会は、「地方青少年問題協議会法」という法律に基づき設置されている。都道府県及び市町村によって、若干名称が異なるが、多くの自治体に設けられている組織である。

◆地区委員会

青少協には、地域ごとに活動する実施機関として、「地区委員会」が設置されており、相互に連携しながら青少年の健全育成のために活動している。武蔵野市では、市立小学校の通学区域ごとに、12の「地区委員会」がある。「地区委員会」は、地域の中にある様々な問題を見つけ、考え、話し合い、より良い地域づくりのために重要な役割を担っている。

各地区では、次代を担う青少年を、地域の大人が見守り、育みながら、豊かな人のつながりを地域に根付かせようと努力している。そして地域のちょっとした変化にも目を配り、人をつくり、街をつくり、より良い環境をつくるために、地域の特性を踏まえた様々な取り組みを積極的に行っている。このような「地区委員会」の活動は、「青少協」活動の原動力といえる。

◆地区委員会の構成メンバー

- ・ 小・中・高等学校の校長・副校長
- ・ 小・中・高等学校の校外生活指導担当教諭
- ・ PTAの代表者（役員・校外委員など）
- ・ 民生・児童委員
- ・ スポーツ推進委員・社会教育委員
- ・ 保護司
- ・ 青少年団体・女性団体の代表者
- ・ コミュニティセンター協議会委員
- ・ 商店会の代表者
- ・ 地域有志

◆地区委員数

平成23年度の地区委員数は「1,400名」。(昨年度は1,434名。)

◆地区委員会の主な活動

●むさしのジャンボリー

夏休み期間中に小学4年生～6年生を対象として、2泊3日で行う野外体験活動で、今年で41回目を迎える。市立自然の村（長野県川上村）で実施しており、地区委員会が主体となって取り組み、市と協力しながら実施している。

●子どもを守る家、自転車防犯帯

「子どもを守る武蔵野連絡会」と連携し、子どもたちが緊急避難できる「子どもを守る家」や、防犯PR用の帯を自転車につける「自転車防犯帯」の活動に取り組んでいる。昨今の児童・生徒が関係する痛ましい事件を踏まえ、地域安全パトロールに取り組む地区も増えてきている。自らの地区は自らで守るという安全対策への意識が高まっている。

●CAP

CAP(キャップ)とは、Child Assault Prevention(子どもへの暴力防止)の

略で、CAPプログラムは子どもたちが、いじめ・誘拐・性暴力など、様々な種類の暴力から自分を守る方法を学ぶ参加体験型プログラム。地区ごとに小学校と協力しながら、小学校3年生向け、大人向けに実施しています。

●その他の様々な活動

「街の美化運動」、「どんど焼き」、「通学路の花植え」、「夏祭り」、「いもほり」など、地区によって個性豊かな地域活動を1年間通して実施している。

◆平成24年度予算額

1,148万6千円（昨年度の当初予算額は1,156万7千円）

◆課題

地域における青少年育成に関わる人材の不足が顕在化し、地域の青少年は地域で育てるという取組に影響を与えている。特に、若年世代の地域活動への参画が減少しているため、新たな層の参画を得て地域における青少年育成支援に取り組むことが必要である。

(イ) プレーパークむさしの

◆目的等

「自由な発想で自由に遊ぶ」プレーパークでの遊びを通して、子どもたちが「土、火、水との触れあい」や「様々な年代との交流」をし、子どもの感性や生きる力を磨くこと、そして子どもを通じた地域コミュニティの活性化を促すことを目的として実施している。武蔵野市では、平成20年4月5日に境冒険遊び場公園が開園、7月16日にプレーパーク事業（常設）がスタートした。

◆特徴等

- ・自分の責任で自由に遊ぶ

子どもの成長にとって自由な発想で遊ぶこと、時には自分の限界にチャレンジすることも必要です。大人も子どもも、それぞれの責任を果たしながら、自由に遊ぶ場をみんなで作っていきます。

- ・子どもが主役大人は応援団

子どもは遊びながら、独自のルールを決め思いきり遊ぶ場をつくっていきます。子どもの自主的な遊びを尊重し、遊び環境をサポートすることが、大人の役割と考えます。

- ・プレーリーダーがいます

プレーリーダーとは、子どもの遊び環境を整える専門のスタッフです。子どもの視点に立ち、子どもと一緒に遊ぶことで子どもとのコミュニケーションを図り、遊びを促進する役割も担っています。

◆設置場所

武蔵野市境3-20 境冒険遊び場公園内（1,818㎡）

◆開所日時

毎週水曜日から日曜日（月・火曜日休み）
午前10時～午後5時（11月～2月は午後4時まで）

◆運営主体

名称：NPO法人プレーパークむさしの

◆人員配置

「プレーリーダー」が常駐し、子どもの遊ぶ環境を整え、子どもを見守り、時には子どもと一緒に遊びながら、遊び場の安全管理や対外コミュニケーションなどを行っている。

プレーリーダー2名【常駐】 その他非常勤プレーリーダー

◆イベント等

水であそぼう！イベント、ののプレ秋まつり、防災イベント、出張プレーパークなど。

◆平成24年度予算

委託料 974万円（前年度当初予算977万4千円）。

◆来場者数

- ・平成21年4月～22年3月 13,780人
- ・平成22年4月～23年3月 12,833人 合計 26,613人

◆課題

- ・利用者である子どもの満足度等、プレーパークの評価基準のあり方（内容、評価のスパンなど）
- ・運営者としての市民の育成
- ・プレーリーダー等の人材育成
- ・その他（公園周辺住民の事業に対する理解、団体の安定化等）

(ウ)土曜学校

◆目的

平成14年度からの学校週5日制対応事業として、現代の子ども達に「生きる力」を育むために、学校休業日の土曜日に体験活動を提供する。

◆開催講座

平成24年度は16種類の講座を開催

サイエンスクラブ・朗読ことばあそび倶楽部・世界を知る会・こども茶道教室・ピタゴラスクラブ・森林体験教室・五大学こども教室・スポーツプログラム・こどもワークショップ・遊びのミニ学校・歴史、文化、自然講座武蔵野発見隊

◆対象者

市内在住・在学の小中学生。ただし講座により対象学年は異なる。

◆費用

無料（ただし材料代や宿泊料など実費を徴収する場合がある。）

◆開催場所

市役所・市民会館・市民文化会館・総合体育館など市内施設、市内小中学校、五大学関係施設など

◆平成24年度予算額

354万8千円【市民会館、五大学による講座は別途予算化】

◆課題

平成 13 年度の試行以降、土曜日の子どもたちを取り巻く状況に変化しており、事業形態や運営主体も含め、見直しを進めている。

(エ)その他

上記以外でも、生涯学習振興事業団の事業として、親子野あそびクラブ等の小学生等を対象とした自然体験事業が行われている。

Ⅱ 地域子ども館あそべえについての課題

<現場からの課題>

平成 22 年 10 月 26 日開催第4回協議会資料2

	現状
子どもについて	・同年代とうまく遊べない子どもの参加が多い。 (大人と遊びたがる傾向が強い)
	・普通の子どもではなく、何らかの事情を抱えた子どもたちがあそべえに来ることが多い。
	・1～3年生の利用がほとんどである。
保護者について	・保護者にとって実質的な預かりの場になっている。
	・授業終了後、連絡カードを持参した上で直接あそべえへ参加する児童が増えている。 (あそべえは一度帰ってからの参加が原則)
スタッフについて (臨時職員)	・仕事へ取組む姿勢、意識に差(バラつき)がある。
	・館長より勤務経験が長いスタッフには、発言力があり、制度変更への負担感も大きいように感じる。
	・学生スタッフは、子どもにとって格好の遊び相手となるが、大学の授業等でシフトを組むのが難しい場合がある。
企画運営会議	・企画運営会議委員と開放スタッフを兼務している人は、立場を切り替える必要がある。
連携 (地域、学校)	・教員との情報交換の機会がもっとあるとよいが、学校や教員の考え方によっては、難しい場合がある。(学校側との良好な関係が築けるかは、パーソナリティによる部分が大きい。)
	・地域、学校、市、スタッフ、4つの関係を調整することの難しさを感じることもある。

<事務局からの課題>

平成 22 年 10 月 26 日開催第4回協議会資料3に一部加筆修正

現状	理由等
教室開放	・子ども人口が減少している。 ・中高学年児童に「あそべえは低学年児童のための居場所」という意識がある。 ・中高学年に合った遊び・プログラムがなく、魅力がないと思われる。
図書室開放	・図書室は水・土曜日のみ、スタッフ1人体制で勤務している。
校庭開放	・緊急時の対応に不安がある。
	・早朝、日曜日の開放は校庭のみ、スタッフ2人体制で勤務している。

	・早朝校庭開放で 200 人を超える児童が遊ぶ館もあり、見守りに不安がある。	・参加児童数に地域差があるが、早朝はスタッフの手配が難しい。
企 画 運 営 会 議	・代表や役員、委員の担い手がいない。	・地域とPTAの間に、子育てや事業に対する意識のズレがある。 ・世代交代の切り出し方が難しい。 ・PTAの間で、委員になると役割が重く大変だと伝わっている。
館 長	・館長の超過勤務(残業)が増えている。	・専門性に対応するための研修や講習会への参加が増加している。 ・個人情報管理の強化等、事務仕事も増加している。 ・地域外の館長が増え、調整やマネジメントが難しくなっている。
ス タ ッ フ (臨 時 職 員)	・高齢化している。	・早朝の校庭開放に対応できる若いスタッフが少ない。 ・定年制がない。
	・指示命令系統がうまく伝わらず、統制が図れない。	・市民としての立場と臨時職員としての立場が混在している人がいる。
	・子どもの様子がわからない。	・月1～2回程度しかシフトに入らないスタッフも多い。
	・賃金が高すぎるという声が市民からある。交通費がかかる地域外のスタッフはほとんどいない。	・賃金のほか、交通費相当額を別途支給している。
対 応	・館長やスタッフの対応に専門性が求められている。	・子ども同士のいじめやトラブル等が複雑になってきている。 ・特別支援の必要な児童が増加している。
	・学校よりも厳しいルールで子どもを管理している。	・安全性を重視しすぎてしまっている。
開 放 場 所	・千川と関前南は専用教室がない。工作等の展示ができない、遊びの範囲に制約がある等の問題がある。	・学校内に余裕教室がない。
	・校外での活動を認めていない。	・要綱で校内活動に限定している。
利 用 対 象	・学区外の利用や帰国時の一時利用などは認めていない。	・あそべえは各館の企画運営会議が地域単位で運営し、コンセプトも「地域の子どもたちが自由に集える場所」となっている。 ・保険適用の問題もある。
	・一人で遊ぶことができない児童に	・障がいを持つ児童に対応できる体制がない。

	は、大人の付添いを依頼している。		
連携	学校	・緊急時の連携・協力体制が確立できていない。 ・現場間の調整が難しいときは児童青少年課事務局と教育委員会との間で情報を共有し、調整を図っている。	・学校事業ではないため、学校側も校内でのあそべえ運営には苦慮している。 ・学校側の連絡調整役は副校長だが、人事異動もあり、あそべえへの理解が根づきにくい。
	学童	・指導員と館長の合同研修や、スタッフも含めた打合わせ等も実施しているが、実態としては交流の難しい館も複数ある。	・お互いの活動を知り、どういった連携が図れるのかを検討してもらっているが、スタッフ側に学童児を敬遠する傾向が見られる館がある。

<企画運営会議からの課題>

平成22年12月7日第4回協議会 資料2より抜粋

項目	課題・あるべき姿 等
開放事業について	子ども達が自分たちで企画して参加できる行事を増やしていきたい。
	通常の開放事業時に子どもたちと関わるボランティアの確保が難しい。
	日曜日の校庭開放について *シフトを組むことが難しい。館長がおらず、スタッフ2人体制で安全面で不安がある。スタッフの負担が重い。日曜のみあそべえ事業と切り離すことは不可能か。
	早朝に対応できるスタッフが不足している。
	スタッフの質の向上のためにもいろいろな感想や疑問などの細やかな情報交換・交流の必要性を強く感じる。研修などではなく、もっと手軽にできる方法がないか。
	＜あそべえは公園と同じように自由に来て、自由に遊ぶところ。スタッフはお世話をするのではなく、その場を整備し安全を見守る役目。そこでは規則がなく、必要に応じてルールが子どもたちが考えていく＞という基本がだんだんと曖昧になってしまっている。
	子ども委員会などに参加する子どもは低学年が中心である。できれば、高学年が低学年を引っ張り、楽しい活動につなげてほしい。集団からチームに育ってほしい。
	「手をかけすぎない」、「物を与えすぎない」ことも必要ではないか。
企画運営会議について	委員の人手不足。以前からの委員(主に役員)が企画運営を行っている。 世代交代の時期が必要。児童保護者の積極的な参加がほしい。
	ボランティアについて…単発のお手伝いに参加している方は、増えているが、1年単位あるいはそれ以上の長いスパンで関わってくださる方は少ない

	子どものために地域の各団体が交わる場であるので、うまく相互協力できるように発展していきたい。各団体からの児童の情報交換の場としたい。 企画運営会議のあり方について、委員に浸透しておらず、現状の会議の運営や進め方でよい疑問に思う部分がある。
学校や地域との連携	企画運営会議を通して、地域の輪が広がっている。 生活指導の先生が年度初めからよく話をしてくれ、相談もよくできる。学校とあそべえで子どもは一緒なので継続できるのがよい。 共働きの家庭が多いこともあるのか、地域との関わりを希薄にする方が多いように感じる。(PTA的メリットがないので、協力者が少ないのが現状) 学校(特にPTA)からもう少し力を貸してほしい。 子ども委員会のイベントなどを通じて、保護者にあそべえ事業に積極的に興味をもってもらいたい。さらにそれぞれの親が持っている特技や情報などを活用させてもらいながら、地域に広く結びつけていきたい。 “あそべえにおいで”と言うばかりではなく、あそべえを基地として、地域全体が子ども達の遊びのフィールドにできるような関係を他団体や地域と築いていきたい。 学校とあそべえは別だが、児童は一緒。施設の利用、仕方、情報提供を統一してほしい。共有すべき。
学童クラブとの連携	一本化はそれぞれの役割があり難しいと思うが、子どもの安全・安心という面で情報の交換などを行う必要があると思われる。 学童クラブの指導員は毎年変わるので、連携を進めるのであれば、情報の伝達・共有を意識する必要がある。 比較的スムーズに行われているが、監護・保育する学童クラブと安全な居場所・遊び場的なあそべえの違いが子ども達にはどう理解されているのか。 情報の共有、互いの立場の理解(学童は家庭、あそべえは遊び場) 10月になって学童クラブが校内に移転した。これまでも館長が学童の卒所式に出席したり、毎週校庭開放に遊びに来たりと交流はあった。移転に伴い、打合せの場を持ちすり合わせを行っており、連携はとれていると感じる。 児童は一緒なので情報を共有してほしい(施設、児童、学校内の情報など)。 学童クラブの自由時間時はあそべえに多くの子どもが遊びに来ている。 図書室イベントに参加後、4時に学童に戻るなどうまく連携がとれていると感じる。
家庭との関係	青少協やあそべえなど子どもの健やかな育ちに関わる団体が多く存在するのはよいことだと思うが、子どものことはやはり家庭の環境が大事であると感じる。そこにどのように関わっていくことができるか。

Ⅲ 学童クラブについての課題

<現場からの課題>

平成 22 年 10 月 26 日開催第 4 回協議会資料 2

	現状
指導員について	・職員の定着率が低く、経験の蓄積や育成スキルの継承、児童や保護者との人間関係の継承がしにくい。
	・施設の維持管理、備品等の修繕、保育材料の準備等、職務範囲が多岐にわたっている。
子どもについて	・学校生活でのストレスを抱えてクラブへ来る、保護者との関わりが薄いなど、様々な状況の児童に対応しなければならない。
	・育成業務において、安全管理や遊びの指導のみならず児童の心的ケアの必要性が高まっている。
保護者について	・保護者からの相談や要求が増加かつ多様化している。
連携	・配慮を要する児童への対応に関し、関係機関との当該児童の情報提供・情報共有の許容範囲がいまいである。
	・あそべえとの連携に際して、互いの機能や運営ルールの違いが十分に把握できていない。

<事務局からの課題>

平成 22 年 10 月 26 日開催第 4 回協議会資料 3 に一部加筆

現状		理由
指導員	・継続的な勤務を前提とした人材が確保しづらい。	・資格要件がありながら、非常勤職員として任用される。
	・自らの職務級とそれに対応する職責への認識が不足している。 ・組織決定が円滑に浸透しない。	・他団体での同種の勤務経験等を考慮すると、本市での勤務年数と職務自体の経験年数が比例していない。 ・職員の定着率の低さから、計画的な人材育成が困難。 ・任用の不安定性と職責への負担感から、組織人としての意識が根づきにくい。
	・研修や休暇等不在時の代替要員が不足している。	・もともとの人員配置が最小限であることに加え、代替としての臨時職員は突発的な任用となるため、対応できる人材が少ない。
対応	・育成業務にソーシャルワークの要素が求められている。	・発達障がい傾向の児童が増加している。 ・児童の家庭環境が複雑化し、業務範囲を超えた対応が必要になる。
	・相談業務の比重が増えている。	・保護者の育児不安が広がっている。

連携	・育成に有用な社会資源を活用しきれしていない。 ・各関係機関との連絡調整機能が弱い。	・人員配置に余裕がなく職場外研修の機会が少ないため、視野が広がりにくい。 ・少人数職場での限られた人間関係の中で、連絡調整役を担う経験が少ない。
	・あそべえ館長との合同研修やスタッフも含めた打合わせ等を推進するも、交流の具現化に繋がりにくい。	・「クラブは生活の場である」という意識から、あそべえとの自由な往来を肯定しない傾向がある。
地域	学童クラブ事業が地域へ十分に認知されていない。	・学童クラブがどのような事業であるか、事業内容が十分に地域に認知されていない。

IV 武蔵野市小学生の放課後施策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 子どもプラン武蔵野（武蔵野市が策定する子どもに係る基本計画をいう。）に基づき、武蔵野市立小学校に在籍する児童又は武蔵野市に住所を有し、かつ、武蔵野市以外の者が設置する小学校に在籍する児童（以下これらを「小学生」という。）の放課後施策に係る事業の在り方について協議するため、武蔵野市小学生の放課後施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 小学生の放課後施策全般に関すること。
- (2) 武蔵野市地域子ども館事業（武蔵野市地域子ども館事業実施要綱（平成14年10月4日適用）に規定する武蔵野市地域子ども館において実施する事業をいう。以下同じ。）に関すること。
- (3) 武蔵野市学童クラブ事業（武蔵野市学童クラブ条例（平成10年12月武蔵野市条例第37号）に規定する武蔵野市学童クラブにおいて実施する事業をいう。以下同じ。）に関すること。
- (4) 武蔵野市立桜堤児童館事業（武蔵野市立児童館条例（昭和44年4月武蔵野市条例第9号）に規定する武蔵野市立桜堤児童館において実施する事業をいう。）に関すること。
- (5) 武蔵野市地域子ども館事業、武蔵野市学童クラブ事業の連携その他の小学生の放課後施策に係る事業の連携に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、小学生の放課後施策の推進のために市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員13人以内で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子育て関係団体を代表する者
- (3) 子育てサービスの利用者
- (4) 教育の関係者
- (5) 公募による者
- (6) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 協議会の会議の議長は、委員長とする。
- 3 協議会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会の設置)

第7条 協議会は、必要があるときは専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会員の人数は若干名とし、協議会の委員及び市職員の中から委員長が協議会に諮って指名する。
- 3 専門部会は、協議会により付議された事項について、調査し、又は審議し、協議会に報告する。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、それぞれ部会員のうちから互選する。
- 5 専門部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

(報酬等)

第8条 委員の報酬等については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)第5条の規定に基づき、市長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の庶務は、子ども家庭部児童青少年課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年7月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年1月1日から適用する。

V 武蔵野市小学生の放課後施策推進協議会審議経過

回 数	開 催 日 時	会 場	内 容
第 1 回	平成 22 年 7 月 13 日 18 時 30 分～20 時 30 分	かたらいの道 市民スペース	・ 委員長・副委員長の選任 ・ 今後の運営方針について
第 2 回	平成 22 年 9 月 3 日 19 時 00 分～21 時 00 分	武蔵野商工会館 4 階 市民会議室	・ 今後の会議の進め方について
第 3 回	平成 22 年 10 月 26 日 19 時 00 分～21 時 00 分	武蔵野スイングホール 10 階 スカイルーム	・ あるべき武蔵野の小学生の放課後のイメージについて
第 4 回	平成 22 年 12 月 7 日 19 時 00 分～21 時 00 分	武蔵野公会堂 2 階 第 1・2 合同会議室	・ あるべき武蔵野の小学生の放課後のイメージのまとめ ・ 小学生の土曜日の過ごし方について
第 5 回	平成 23 年 1 月 18 日 19 時 00 分～21 時 00 分	かたらいの道 市民スペース	・ 小学生の土曜日の過ごし方（学童クラブの土曜日開所含む）について
第 6 回	平成 23 年 3 月 8 日 19 時 00 分～21 時 00 分	武蔵野スイングホール 10 階 スカイルーム	・ 地域子ども館あそべえ（運営のあり方、学童クラブとの連携等）についての検討
第 7 回	平成 23 年 5 月 16 日 19 時 00 分～21 時 00 分	武蔵野商工会館 4 階 市民会議室	・ 学童クラブの土曜日開所の状況について ・ グループワーク「子どもにとっての理想的な放課後・土曜日の居場所・遊び場とは？」
第 8 回	平成 23 年 7 月 7 日 19 時 00 分～21 時 00 分	かたらいの道 市民スペース	学童クラブの土曜日開所の状況について ・ 地域子ども館事業の報告について ・ グループワーク「子どもにとっての理想的な放課後・土曜日の居場所・遊び場とは？」
第 9 回	平成 23 年 9 月 13 日 19 時 15 分～21 時 15 分	武蔵野総合体育館 大会議室	・ 学童クラブの土曜日開所の検証について
第 10 回	平成 23 年 11 月 29 日 19 時 00 分～21 時 00 分	武蔵野プレイス フォーラム	・ 学童クラブの土曜日開所の検証について

第11回	平成24年1月30日 19時00分～21時00分	武蔵野商工会館4階 市民会議室	・地域子ども館に移す児童館の役割・機能について ・学童クラブの土曜日開所試行の検証について
第12回	平成24年3月7日 19時00分～21時00分	武蔵野スイングホール10階 スカイルーム	・学童クラブの土曜日開所試行の検証について ・連携の推進による小学生の放課後施策の質の向上と運営基盤の強化（骨子案）について
第13回	平成24年3月26日 19時00分～21時00分	かたらいの道 市民スペース	・あるべき小学生の放課後のあり方について ・これからのあそべえ(仮称)について ・これからの学童クラブについて ・連携の推進による小学生の放課後施策の質の向上と運営基盤の強化について ・学童クラブの土曜日開所試行の検証について
第14回	平成24年4月18日 19時00分～21時00分	武蔵野プレイス フォーラム	・まとめ(たたき台)について ・学童クラブの土曜日開所試行の検証について
第15回	平成24年5月14日 19時00分～21時00分	かたらいの道 市民スペース	・まとめ(案)について ・平成23年度学童クラブの土曜日開所試行の検証について

Ⅵ 武蔵野市小学生の放課後施策推進協議会委員名簿

◆協議会委員

▼協議会委員

	区 分	委員名	団体等
1	学識経験者（2名）	西郷 泰之	大正大学人間学部アーバン福祉学科教授。目黒区新たな児童の放課後対策を考える懇話会会長。世田谷区子ども青少年問題協議会副会長。豊島区等の次世代育成支援地域協議会会長。NPO法人プレーパークせたがや理事長。
2		松田 恵示	東京学芸大学芸術・スポーツ科学系教授。文部科学省生涯学習政策局生涯学習調査官。東京都放課後子供教室推進委員会委員。小平市、小金井市でモデル事業に関与。
3	地域活動団体（4名）	北村 淳子	地域子ども館代表者会議代表 （平成22年7月13日～平成23年7月6日）
		井澤 由紀子	地域子ども館代表者会議代表 （平成23年7月7日～平成24年6月30日）
4		高橋 まゆみ	武蔵野市青少年問題協議会桜野地区委員長
5		青山 真市郎	武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会会長 （平成22年7月13日～平成23年3月31日）
		小出 正彦	武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会副会長 （平成23年4月1日～平成24年6月30日）
6		栃折 暢子	児童館事業推進会議
7	サービス利用者（1名）	山田 和昭	武蔵野市学童クラブ連絡協議会
8	教育関係者（2名）	飯田 信夫	武蔵野市立千川小学校校長
9		河村 祐好	武蔵野市立第四小学校副校長
10	公募市民（2名）	竹内 純	公募市民
11		松田 多恵子	公募市民
12	行政関係者（2名）	青木 稔	子ども家庭部長
13		萱場 和裕	教育部長（平成22年7月13日～平成24年3月31日）
		高橋 良一	教育部長（平成24年4月1日～平成24年6月30日）

事務局 児童青少年課
 委員 13名
 任期 平成22年7月13日～平成24年6月30日

小学生の放課後施策推進協議会 報告書
～新しい武蔵野方式による放課後施策の創造を目指して～

平成 24 年 6 月

編集・発行／武蔵野市子ども家庭部児童青少年課

〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28

電話 0422-60-1853